

平成26年第6回臨時会議事日程（第1号）

平成26年10月16日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事）

日程第4 発議第8号 暴力団排除に関する決議について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	10月16日	木	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

平成26年第6回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	平成26年10月16日		
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場		
開 会	10月16日 10時00分		
応 招 議 員	1 番 是石 直哉	6 番 丸谷 一秋	
	2 番 山本 定生	7 番 今津 時長	
	3 番 太田 文則	8 番 是石 利彦	
	4 番 梅津 義信	9 番 若山 征洋	
	5 番 横川 清一	10番 花畑 明	
不 応 招 議 員	なし		
出 席 議 員	応招議員に同じ		
欠 席 議 員	不応招議員に同じ		
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 今富壽一郎	企画財政課長 奥田 健一	
	教 育 長 園田 陽一	教 務 課 長 田中 修	
	総 務 課 長 江河 厚志		
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	局 長 奥邨 厚志		
	書 記 守口 英伸		
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり		
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり		

午前10時00分開議

○議長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから平成26年第6回吉富町議会臨時会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（花畑 明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、太田議員、梅津議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（花畑 明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日10月16日の1日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日10月16日の1日間に決定をいたしました。

それでは、これから議事に入ります。

日程第3. 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事）

○議長（花畑 明君） 日程第3、議案第58号工事請負契約の締結について（平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事）を議題といたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 議案第58号工事請負契約の締結について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 皆さん、おはようございます。本日、平成26年第6回臨時議会を招集しましたところ、議員各位には公私ともに極めて御多用の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には、工事請負契約案件1件について御審議願いたく、御提案いたしております。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第58号は、工事請負契約の締結についてであります。平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事について、去る10月8日に入札会を行い、議案書にありますとおり、株式会社瀬口組が落札し、契約相手予定者に決定したので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については行政運営上、重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本案に対する御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 質問いたします。10月10日、全協での担当からの丁寧な説明。

○議長（花畑 明君） 是石議員、ちょっとお待ちください。ちょっとお座り下さい。

○議員（8番 是石 利彦君） はい。

○議長（花畑 明君） 町長の提案理由の後に、担当課長の説明がありました。申しわけございません。担当課長の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（田中 修君） それでは、議案第58号工事請負契約の締結について説明いたします。議案書をお願いいたします。

1、工事名は、平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事です。

2、工事場所は、吉富町大字広津641番地1です。

3、契約の方法につきましては、指名競争入札によるものであります。10月8日に指名競争入札に付しました。

4、契約金額は1億1,286万円です。うち、取引に係る消費税及び地方消費税額は836万円です。なお、資料ナンバー1の入札結果調書の入札金額につきましては、税抜きとなっております。

5、契約の相手方は、福岡県北九州市小倉南区葛原5丁目2番5号、株式会社瀬口組代表取締役瀬口憲一です。

なお、工期につきましては、議会の議決があった旨を通知した翌日から平成27年3月30日までとしております。

工事内容につきましては、お手元の資料ナンバー2の立面図、1階平面図、2階平面図を御参

照お願いいたします。

提案理由につきましては、吉富町老人福祉センター改修工事を施工するに当たりまして、平成26年10月8日に指名競争入札を実施した結果、株式会社瀬口組が落札いたしましたので、その者と工事請負契約を締結するに当たりまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

御審議、御議決をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） それでは、先ほど質疑に対しての事を申し上げました。どうぞよろしく
お願いいたします。

では、本案に対しての御質疑はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 最初から、10月10日に担当課長から概要の説明ありましたが、
10日には、全協の場で我々の質問に答えていただきました。その中で、担当課長が答えたこと
を流用して、この本会議での質問にかえさせていただきたいと思っておりますので、どうか御理解いた
だきたいと思っております。

まず、以前、吉富町にはいわゆる指名委員会や選考委員会というものがないと、我が町には、
吉富町建設業者指名登録選考審査委員会というものがあるが、それとは混同しておりまして、い
わゆる入札に関する指名委員会がないとお聞きしておりました。今回は全協での説明で選考委員
会ですか、そういうものが行われたと。今回、なぜ指名委員会が行われたのか、大体なかったん
ではないかということですので、担当課長にもう一度お聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 今回につきましては、吉富町の建設業者指名登録選考審査委員会に
諮って業者を選考いたしました。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 今の、議長、私の質問に答えた答えでしょうか。もう一度、お願
いします。

○議長（花畑 明君） 教務課長、質疑に対しての答弁を。町長。

○町長（今富壽一郎君） 今、是石利彦議員の御質問は、本町に指名委員会あるいは選考委員会は
ないということなのに、なぜ開いたのかということですが、私ども吉富町には、例規集を見てい
ただければわかりますが、吉富町建設業者指名登録選考審査委員会規則っていうのがあります。
それに従って毎年、指名業者の登録をさせていただいております。今回は、通常の審査登録をし
た場合は、具体的には町内業者のみの登録をさせていただいております。町外とか、また、特殊

な工事については、その時々に応じて指名登録選考審査会が開催をされております。

例規集の規則の第5条の3に、臨時会は、特殊工事のため別に特殊技能を有する業者の指名を必要とするとき、または指名登録に関し必要があるとき随時開催するという規定があります。それに従って今回は、通常登録してる町内業者のみによらず、広くそれなりの技術力、能力のある事業者を選定するために臨時会を開催し、そこで審議をいただき、業者の登録をしました。その登録された中から、今回の事業についての業者指名をさせていただきました。

だから、議員さんが先ほど、混同してるということが言われましたが、以前から通常、指名委員会、指名委員会という言葉がよく聞かれました。私も議員になったときに、そういう言葉を何回か耳にしました。それは略称なり一般的に誤解を与えやすい呼び方なんです。正式には先ほど言いましたように、吉富町建設業者指名登録選考審査委員会なんですね。以前、私も委員になったことありませんので、何がどのように取り計らってるのかわかりませんが、今現在は、この例規集にあります委員会規則に従って事務をいたしております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） ちょっと勉強不足で、規則の第5条3と町長からそういう細かい条文まで出てきました。にわかによくわかりませんが、要するに、臨時的に今回こういう緊急の入札会を開きたいので、臨時の正しくは吉富町建設業指名登録選考審査委員会を臨時的に開いて、その中で、入札の会社をピックアップする作業に入ったと、それによろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） お答えします。

その選考委員会で、どこを入れるどこを入れないという作業はいたしません。選考委員会の中で、吉富町に指名登録申請書の書類が出る業者さんの中から、ある程度の業者を絞ったところで、その絞った範囲内で選考委員会でこの方々に今回の仕事をする能力があるかどうかということだけの審査です。そこで審査をして、Aさん、Bさん、Cさんというのが残ったら、その方々の中から誰を指名するかっていうのは、その審査委員会はいたしません。

以上です。

○議長（花畑 明君） どうぞ、是石議員。

○議員（8番 是石 利彦君） じゃあ、指名委員会が、審査委員会が何社か決めたと。で、今度の入札会にどの会社をピックアップするかつちゅうことは別で、誰かがするわけですね。そう今解釈したんですが、そういうことを今度、担当課長が言ったように、町長から指名を受けて委員会を開いたんだと、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 審査委員会があった後です。審査委員会の報告を受けてから、私のほうで今回の事業について、どなたを指名するかを指名します。いいですか。是石議員が言ったのとは反対なんですよ。審査委員会で業者さんの能力審査をしていただいて、この中の方々は今回の事業するに当たって能力がありますよという一覧表ができます。その中から、私のほうで今回はAさん、Bさん、Cさん、Dさんで仕事をお願いいたしましょうということで指名をします。だから、委員会が指名をするわけではないです。（「私のほうで言っていたのは町長」と呼ぶ者あり）

○議長（花畑 明君） 担当課長、わかりやすく説明、いい。町長。

○町長（今富壽一郎君） 例規集の中に、あるいは指名競争入札をするときの要領、その中に、契約権者は指名競争入札に付するときは、入札に参加する者を町長が特に必要と認める場合を除くほか、5名以上指名しなければならないという決まりがあります。で、私は、職務の権限の中で5名以上の方を指名いたしました。そういうことです。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑は。いやもう、（発言する者あり）大丈夫、是石議員、特別にどうぞ。

○議員（8番 是石 利彦君） ですから、もう一つ、疑問がいっぱいあるんですよ。疑問をちょっと晴らしていただかんと、議決がありますんでね。

○議長（花畑 明君） わかりやすく。

○議員（8番 是石 利彦君） いいですか。

○議長（花畑 明君） どうぞ。

○議員（8番 是石 利彦君） 今、非常に、町長が条例にのっとって、規則にのっとって（「4回ちゅう、議長が認めりゃいいやないですか。ちゃんとルールにのっとってやっとうから」と呼ぶ者あり）のっとってやったと言われました。なかなか説得力ありましたんですが、今回に限ってなんででしょうか。いろんな入札会がありますが、必ずそれをやっとするのでしょうか。それもお願いします。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 本町の定例の、建設業者指名登録選考委員会で、定例会で選考登録された業者以外の方々を指名に加える場合、必ず臨時会を開催をいたしております。本町では、例えば大きな工事、そういう工事のときは必ずそういう選考委員会を開催し、その委員会で資格審査をされた者の中から、私のほうで指名をさせていただいております。これは必ずその手順を踏まないと規則違反になりますので、きちっとそういうことをいたしております。

○議員（8番 是石 利彦君） 最後、最後。

○議長（花畑 明君） だめです。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 済いません。今、是石議員とのやりとりでいろいろお聞きしました。吉富町建設業者指名登録選考審査委員会というものを今回行われたと。これ、たしか以前、25年の9月議会で一般質問をしたときに、選考委員会は本町には存在しませんと。で、そのいわゆる選考審査委員会というのは、毎年6月に行われてるということでありました。それ以外には行わないと。前回の小学校のトイレ工事のときも、たしか選考委員会は行わずに入札を行ったのではないかと思うんですが、今、町長が条例に基づいて行ったというふうに言われましたが、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 以前のことで、今、山本議員が言われましたが、以前、指名委員会が存在するだろうという御質問でした。そのときに、吉富町には、建設業者指名登録選考審査委員会はありますよという答弁をさせていただいております。今、山本議員が言われたのは、少しニュアンスが違うような気がします。私の記憶でございます。

それから、前回、小学校のトイレ工事で委員会を開いたか、開かなかったか。たしか小学校のトイレ工事のときは、当初……ちょっといいですか。

○議長（花畑 明君） 暫時休憩いたします。再開を10時30分といたします。

午前10時21分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（花畑 明君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。教務課長。

○教務課長（田中 修君） お答えいたします。

まず、昨年の小学校のトイレ改修工事につきましては、指名登録選考審査委員会は開催しておりません。その理由につきましては、選定委員会につきましては、必ず開く必要性がなく、町長の決裁により業者を選定いたしました。今回の老人福祉センターの改修工事につきましては、規模も大きく特殊工事であると判断いたしまして、業者指名登録選考審査委員会を開催したものであります。

以上です。

○議長（花畑 明君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） ちょっと私の認識が足りなかったこともありますが、先ほどの5条の3、臨時会は特殊工事のため、特に特殊技能を有する業者の指名を必要とするとき、または指名登録に関し、必要があるとき随時開催するというふうな規定になっております。今、確認をしたところ、6月の定例会では、町内業者は登録と格付をいたします。町外業者については登録のみをいたします。ということで、今回の業者も登録をされた中の業者、あるいは特殊な仕事になりますの

で、それだけの能力のあるものということで開催をされたということです。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、この場で町長が私の認識がちょっと足りなかったと言われるのは、契約をする前にいかななものか、甚だ疑問が残るんですが、今回の件は、あくまでも老人福祉センターの改修工事についての議案ですので、議案外になりますので、その件はまた追って一般質問のほうに持っていきたいと思います。

それでは、質問ですが、先日の全協で担当課長のほうから、入札が1回流れたと、不調に終わったと、で、2回目が今回行われた10月8日であるというふうにお聞きしたんですが、1回目と2回目の指名の違いについてちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） 1回目の入札指名業者につきましては、大手業者を中心に指名しております。2回目につきましては、町内業者を含め、地場業者での指名としております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） その理由につきましては、1回目の大手業者を中心とした指名につきましては、辞退理由で技術者の配置が困難というようなことがありましたので、仕様等を変えてませんので、2回目同じ業者にしてもそういう不調が推測されますので、2回目につきましては、業者を入れかえた結果となっております。

以上です。

○議長（花畑 明君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） もう3問目になりますので、今、技術者の不足というふうな説明がありました。これたしか小学校のトイレの入札会も全く同じ理由ではなかったかなと思うんですが、これを1回目と2回目、指名の理由については変えなかったと今お聞きしたんですが、工期が不十分とかそういうふうな考えはなかったのか、もしくは工期を延ばそうという考えはなかったのか、ちょっとその辺についてお聞きします。

○議長（花畑 明君） 教務課長。

○教務課長（田中 修君） そういう工期の件もありますが、担当課としましては、年度内に完成し、早く利用者に利用の供に供したいという考えで、工期を次年度以降に延長することはしませんでした。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入りたいと思います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 賛成討論を行う前に、今、26年度中に行いたいという課長の答弁がありました。ここは、以前から我々が耐震の診断だとかいろいろなことを言ってきた施設でありますので、それを引き延ばしてきたのはどちらかと言いたいところがあるんですが、議案第58号工事請負契約の締結について（平成26年度吉富町老人福祉センター改修工事）に対して、次の理由から賛成を行うものとする。

今回の改修工事には、議会発議が盛り込まれているのか甚だ疑問が残るが、吉富町老人福祉センターは災害時の避難場所であり、ボランティア拠点でもある。また、何度も議会より耐震診断、耐震改修も要望してきた大事な施設であり、速やかに進めてほしいと賛成いたします。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論はございませんか。是石利彦議員。

○議員（8番 是石 利彦君） 8番、是石利彦です。賛成討論をいたします。

これは今、同僚議員の言ったような理由もありますが、この施設は築35年で、これからも使えるのかという疑問がありましたんですが、検査の結果、改修をすれば十分に使えるという結論に達したと聞いております。でありますので、避難場所にも指定してありますので、速やかに工事完了するようにお願いしたいと思ひまして賛成討論といたします。

○議長（花畑 明君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決しました。

執行部は、退席されて結構です。

日程第4. 発議第8号 暴力団排除に関する決議について

○議長（花畑 明君） 日程第4、発議第8号暴力団排除に関する決議についてを議題といたします。

事務局に議題を朗読いたさせます。事務局。

○書記（守口 英伸君） 発議第8号暴力団排除に関する決議について。

以上です。

○議長（花畑 明君） 発議議員に提案理由の説明を求めます。是石直哉議員。

○議員（1番 是石 直哉君） 1番、是石直哉です。発議第8号暴力団排除に関する決議についての発議について説明いたします。

暴力団を壊滅するには、警察による徹底した取り締まりとあわせて、行政や地域住民などが一体となり、暴力団を社会から排除するという機運を盛り上げるのが何より重要です。

このため県では、警察、市町村、地域住民及び事業者の暴追・防犯リーダーなどが結集し、暴力団追放に関する情報の共有と意見交換を行い、暴力団追放機運の醸成と地域防犯活動の一層の強化を図る、暴力団追放地域決起会議を県内各地で開催しているところであります。それにあわせて、豊前築上地区地域安全運動推進大会が例年どおり10月23日に豊前市で開催されようとしています。それに我が町の町長や議会議員も出席の依頼を受け、例年は参加しているところであります。

このように、暴力団排除に関する決議ですが、県内各自治体でも決議をされつつある状況の中、我が吉富町議会もこの機運に乗り、県警察や周辺自治体と協力して事態の打開を目指し、率先して力を合わせるべきだと思ひまして今回発議をいたしました。

以上です。

○議長（花畑 明君） これから質疑を行います。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。まず、反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本です。今回の暴力団排除に関する決議について、以下のように賛成討論をいたします。

暴力団排除に関しては、各団体、特に防犯組合などが率先して行っているものであります。我が吉富町議会も議決する以上は、全議員が防犯活動にも協力をし、率先して行っていただきたいと要望して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（花畑 明君） ほかに賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（花畑 明君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（花畑 明君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成26年第6回吉富町議会臨時会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

午前10時41分閉会
